

附属機関等への委員推薦について

1. 趣旨

- 市では、政策を立案する際に、関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を行うため、地方自治法に定める「附属機関」を設置している。附属機関の中には、地域住民代表として各区の自治協議会から委員を選出いただいているものがある。
- 令和 5 年 3 月 31 日で任期が終了した附属機関等があり、4 月 1 日以降の委員推薦について依頼が届いていることから、新たに委員を選出する必要がある。
- 第 8 期では、依頼のあった附属機関等の目的に沿って、関係する部会において委員を選出し、関係する部会での選出をもって、自治協議会としての推薦にすることとしていた。

2. 自治協議会委員の附属機関等への就任状況一覧

名称	目的	任期	部会	前委員
新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会	犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」について、調査・審議すること	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	安心・安全	4 区隔年で選出
新潟市防災会議	災害対策基本法に基づき設置されるもので、本市における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、国、県などの行政機関や民間の関係機関などとともに、総合的かつ計画的な防災対策を審議し推進すること	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	安心・安全	石井委員
新潟市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、施策を総合的に推進すること	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	安心・安全	山崎委員
江南区地域公共交通検討会議	持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、江南区のまちづくりと連携し、地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について、市民や関係者との協働により検討すること	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	まちづくり	小野委員 小菅委員 小林委員